

各部等の長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
総括情報部長（沖縄県保健医療部長）
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から下記の事務連絡が別添のとおり発出され、下記のとおりオミクロン株の感染者に対する濃厚接触者の待機期間等に関する取扱いに変更がありますので連絡いたします。

つきましては、所管する関係機関及び関係事業所に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年2月2日一部改正））

（主な改正点）

検査陽性者の濃厚接触者である同居家族等の待機期間については、検査陽性者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間（8日目に解除）とする。

- 2 「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年2月2日一部改正））

（主な改正点）

社会機能維持者である濃厚接触者が従事する事業者内でPCR検査等を実施しており、濃厚接触者の待機期間解除のための検査を実施する場合に限り、4、5日目の抗原定性検査キットを用いた検査に代えて、5日目にPCR検査又は抗原定量検査を実施し、陰性を確認した場合も、待機期間を解除することができる。

以上

問合せ先

保健医療部ワクチン接種等戦略課 対策支援班
電話 098-894-5122 （担当：原、平良）